

## 2 県 税 税 率 等 の 変 遷

区分 税目	28 年 度		29 年 度				
	課 税 標 準	税 率	課税標準	税 率			
県 民 税	個 人 (1) 県内に住所を有する個人	均等割 年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割 年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円		
		所得割 $\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$		所得割 $\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	
		(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村に住所を有しない者 均等割 年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円		(2) 同 左 年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	
		$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		(3) 同 左 $\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	
	(3) 支払いを受けるべき特定配当等の額 配当割						
	(4) 特定株式等譲渡所得金額 株式等譲渡所得割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左 $\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		
	法 人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人	法人税割 均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)	$\frac{3.2}{100}$ ( $\frac{4.0}{100}$ ) $\frac{3.2}{100}$	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)	$\frac{3.2}{100}$ ( $\frac{4.0}{100}$ ) $\frac{3.2}{100}$		
		①資本金等の額が50億円超 年880,000円 800,000円 ②同 10億円超 50億円以下 年594,000円 540,000円 ③同 1億円超 10億円以下 年143,000円 130,000円 ④同 1,000万円超 1億円以下 年 55,000円 50,000円 ⑤①～④以外の法人等 年 22,000円 20,000円 上記①～⑤に同じ	①同左 年880,000円 800,000円 ②同左 年594,000円 540,000円 ③同左 年143,000円 130,000円 ④同左 年 55,000円 50,000円 ⑤同左 年 22,000円 20,000円 上記①～⑤に同じ				
	利子割 支払いを受ける利子等	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	
	事 業 税	個 人 (1) 第一種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	
$\frac{4}{100}$			$\frac{4}{100}$	(2) 同 左		$\frac{4}{100}$	
$\frac{5}{100}$			$\frac{5}{100}$	(3) 同 左		$\frac{5}{100}$	
$\frac{3}{100}$			$\frac{3}{100}$	(4) 同 左		$\frac{3}{100}$	
法 人 (1) ガス供給業等を行う法人 収入金額		$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	
		$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$		(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$
		$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$			$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$
		$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$		(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$
$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$			
(2) 特別法人 所得及び清算所得		$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	
$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$				
(3) その他の法人 所得及び清算所得	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$		
$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$		$\frac{5.1}{100}$			
(4) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本又は出資の金額が1,000万円以上のものが行う事業 特別法人 所得及び清算所得	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		
$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$			
その他の法人 所得及び清算所得	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		

(注1) 法人県民税の法人税割の( )内数値は、中小法人(資本金等の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割額の課税標準となる)

(注2) 令和元年度法人県民税の法人税割の□内数値は、10月1日以後に事業年度を開始する法人における税率。

30 年 度			元 年 度			2 年 度		
課税標準	税 率		課税標準	税 率		課税標準	税 率	
(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円
所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$
(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{3.2}{100} \left( \frac{4.0}{100} \right)$	$\frac{3.2}{100}$	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{3.2}{100} \left( \frac{4.0}{100} \right) \frac{1.0}{100} \left( \frac{1.8}{100} \right) \frac{3.2}{100} \frac{1.0}{100}$	$\frac{3.2}{100} \frac{1.0}{100}$	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{1.0}{100} \left( \frac{1.8}{100} \right)$	$\frac{1.0}{100}$
①同左 年880,000円	800,000円		①同左 年880,000円	800,000円		①同左 年880,000円	800,000円	
②同左 年594,000円	540,000円		②同左 年594,000円	540,000円		②同左 年594,000円	540,000円	
③同左 年143,000円	130,000円		③同左 年143,000円	130,000円		③同左 年143,000円	130,000円	
④同左 年 55,000円	50,000円		④同左 年 55,000円	50,000円		④同左 年 55,000円	50,000円	
⑤同左 年 22,000円	20,000円		⑤同左 年 22,000円	20,000円		⑤同左 年 22,000円	20,000円	
(2) 同 左	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	上記①～⑤に同じ	
同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	$\frac{0.9}{100} \frac{1.0}{100}$	$\frac{0.9}{100} \frac{1.0}{100}$	(1) 同 左	$\frac{1.0}{100}$	$\frac{1.0}{100}$
(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.5}{100}$	$\frac{3.5}{100}$
	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		$\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$	$\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$		$\frac{4.9}{100}$	$\frac{4.9}{100}$
(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.5}{100}$	$\frac{3.5}{100}$
	$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$		$\frac{5.1}{100} \frac{5.3}{100}$	$\frac{5.1}{100} \frac{5.3}{100}$		$\frac{5.3}{100}$	$\frac{5.3}{100}$
	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$	$\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$		$\frac{7.0}{100}$	$\frac{7.0}{100}$
(4) 同 左	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$	$\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.9}{100}$	$\frac{4.9}{100}$
	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$	$\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$		$\frac{7.0}{100}$	$\frac{7.0}{100}$

法人税額が年額1,000万円以下であるもの) 以外の法人に適用される税率。



30 年 度		元 年 度		2 年 度	
課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率
同 左	消費税額の63分の17 (1.7%)	同 左	消費税額の63分の17 (1.7%) ※10月1日～ 78分の22 (2.2%)	同 左	消費税額の78分の22 (2.2%)
同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$ (免税点同左) 平成18年 4月 1日から 平成20年 3月31日まで の不動産の取得 $\frac{3.5}{100}$ 平成20年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで の不動産の取得 $\frac{4.0}{100}$ ただし、土地及び住宅 の取得については $\frac{3}{100}$	同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$ (免税点同左) 平成18年 4月 1日から $\frac{3.5}{100}$ 平成20年 3月31日まで の不動産の取得 100 平成20年 4月 1日から $\frac{4.0}{100}$ 令和 3年 3月31日まで の不動産の取得 100 ただし、土地及び住宅 の取得については $\frac{3}{100}$	同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$ (免税点同左) 平成18年 4月 1日から $\frac{3.5}{100}$ 平成20年 3月31日まで の不動産の取得 100 平成20年 4月 1日から $\frac{4.0}{100}$ 令和 6年 3月31日まで の不動産の取得 100 ただし、土地及び住宅 の取得については $\frac{3}{100}$
同 左	1,000本につき 860円 (平成30年9月30日まで) 1,000本につき 930円 (平成30年10月1日～ 令和2年9月30日まで) 旧3級品の紙巻たばこ 656円 (平成30年4月1日～ 令和元年9月30日まで)	同 左	1,000本につき 930円 (旧3級品の紙巻たばこ については930円 (令和元年9月30日まで))	同 左	1,000本につき 930円 (令和2年9月30日まで) 1,000本につき 1,000円 (令和2年10月1日～ 令和3年9月30日まで)
同 左	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 800円	同 左	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 800円	同 左	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 800円
同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 1 同 左 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$ 2 同 左 $\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$	同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 1 同 左 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$ 2 同 左 $\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$		
同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円
		自動車の取得価額 (免税点50万円以下) ※燃費性能に応じた税率を適用	臨時的軽減 (令和元年10月1日 ～令和3年12月31日) 標準税率 非課税 $\sim \frac{2}{100}$ 非課税 $\sim \frac{3}{100}$ 非課税 $\sim \frac{1}{100}$ 非課税 $\sim \frac{2}{100}$ ※乗用車 (自家用) のみ	同 左 (免税点50万円以下)	臨時的軽減 (令和元年10月1日 ～令和3年12月31日) 標準税率 非課税 $\sim \frac{2}{100}$ 非課税 $\sim \frac{3}{100}$ 非課税 $\sim \frac{1}{100}$ 非課税 $\sim \frac{2}{100}$ ※乗用車 (自家用) のみ
1 同 左	標準税率	1 同 左	恒久減税対象	1 同 左	恒久減税対象
同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円	同 左	7,500円
同 左	8,500円 8,500円	同 左	8,500円	同 左	8,500円
同 左	9,500円 9,500円	同 左	9,500円	同 左	9,500円
同 左	13,800円 13,800円	同 左	13,800円	同 左	13,800円
同 左	15,700円 15,700円	同 左	15,700円	同 左	15,700円
同 左	17,900円 17,900円	同 左	17,900円	同 左	17,900円
同 左	20,500円 20,500円	同 左	20,500円	同 左	20,500円
同 左	23,600円 23,600円	同 左	23,600円	同 左	23,600円
同 左	27,200円 27,200円	同 左	27,200円	同 左	27,200円
同 左	40,700円 40,700円	同 左	40,700円	同 左	40,700円
同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円	同 左	7,500円
同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円	同 左	29,500円
同 左	34,500円 34,500円	同 左	34,500円	同 左	34,500円
同 左	39,500円 39,500円	同 左	39,500円	同 左	39,500円
同 左	45,000円 45,000円	同 左	45,000円	同 左	45,000円
同 左	51,000円 51,000円	同 左	51,000円	同 左	51,000円
同 左	58,000円 58,000円	同 左	58,000円	同 左	58,000円
同 左	66,500円 66,500円	同 左	66,500円	同 左	66,500円
同 左	76,500円 76,500円	同 左	76,500円	同 左	76,500円
同 左	88,000円 88,000円	同 左	88,000円	同 左	88,000円
同 左	111,000円 111,000円	同 左	111,000円	同 左	111,000円
同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円	同 左	29,500円

区分 税目	28 年 度		29 年 度	
	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率
自動車税 (～令和元年 9月30日) ・ 自動車税種別割 (令和元年 10月1日～)	2 トラック (最大積載量4トン超5トン以下) 営業用 自家用	標準税率 18,500円 18,500円 25,500円 25,500円	2 同 左 同 左	標準税率 18,500円 18,500円 25,500円 25,500円
	3 バス 営業用 一般乗合用 (31人～40人) 〃 そ の 他 (41人～50人) 自家用 (41人～50人)	14,500円 14,500円 38,000円 38,000円 49,000円 49,000円	3 同 左 同 左 同 左	14,500円 14,500円 38,000円 38,000円 49,000円 49,000円
	4 三輪の小型自動車 営業用 自家用	4,500円 4,500円 6,000円 6,000円	4 同 左 同 左	4,500円 4,500円 6,000円 6,000円
	1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (1) 試験鉱区 面積100アールごとに (2) 採掘鉱区 面積100アールごとに 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (1) 河床でないもの 面積100アールごとに (2) 河床 延長1,000メートルごとに 3 石油又は可燃性天然ガスを目的 とする鉱業権の鉱区	年額200円 200円 年額400円 400円 年額200円 200円 年額600円 600円 1に規定する税率の 3分の2	1 (1) 同 左 (2) 同 左 2 (1) 同 左 (2) 同 左 3 同 左	年額200円 200円 年額400円 400円 年額200円 200円 年額600円 600円 1に規定する税率の 3分の2
	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち2に規定する者以外の者	16,500円 16,500円	1 同 左	16,500円 16,500円
	2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	11,000円 11,000円	2 同 左	11,000円 11,000円
	3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち4に規定する者以外の者	8,200円 8,200円	3 同 左	8,200円 8,200円
	4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者	5,500円 5,500円	4 同 左	5,500円 5,500円
5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円 5,500円	5 同 左	5,500円 5,500円	
6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行ったものが狩猟者の登録を受ける場合(許可捕獲後1年以内)	上記税額の2分の1	6 同 左	上記税額の2分の1	
産業廃棄物税	1 埋立処分を目的とした最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量 2 1に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量	1 トンにつき1,000円	同 左	1 トンにつき1,000円

30 年 度			元 年 度			2 年 度		
課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率	
2	標準税率		2	標準税率		2		
同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	18,500円
同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	25,500円
3			3			3		
同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円
同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円
同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円
4			4			4		
同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円
同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円
1			1			1		
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円
2			2			2		
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円
3 同 左	1に規定する税率の 3分の2		3 同 左	1に規定する税率の 3分の2		3 同 左	1に規定する税率の 3分の2	
1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円
2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円
3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円
4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円
5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円
6 同 左	上記税額の2分の1		6 同 左	上記税額の2分の1		6 同 左	上記税額の2分の1	
同 左	1トンにつき1,000円		同 左	1トンにつき1,000円		同 左	1トンにつき1,000円	